特定非営利活動法人和歌山マスターズ陸上競技連盟　定款

1. **総則**

　（名称）

第1条　この法人は、特定非営利活動法人和歌山マスターズ陸上競技連盟という。

　　（事務所）

1. この法人は、和歌山市北ノ新地１丁目２５番地　富士火災和歌山ビル（略称　富士火災ビル）内に置く｡
2. **目的及び事業**

（目的）

第３条　この法人は、和歌山県における中高齢者の陸上競技愛好者に対して、陸上競技に関する事業を行い、会員相互の親睦と技術の向上を図り、中高齢者陸上競技の振興と発展に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

1. この法人は、第３条の目的を達成するために、次に掲げる特定非営利活動を行う。

（１）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

　　（事業）

1. この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係わる。

①毎月一回以上の練習会および懇談会

②陸上競技会の主催、実技指導、健康相談

③各陸上競技会への積極的参加

④会報等の発行

⑤その他必要とする事業

1. **会員**

　　（種別）

1. この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１）正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。

（２）賛助会員　この法人の目的に賛同し、経済的援助を行うために入会した個人および団体。

 ２　名誉会員　この法人の目的に賛同し、会員の中で特に功績のあった人を名誉会員とする。

　　　（入会）

1. 会員の入会については、特に条件を定めない。

　　　２　会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、その者が前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

　　　３　会長は前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

　　　　（会費）

第８条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、既納の会費及び、その他の拠出金は返還しない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が、次の各号の一つに該当するのに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）退会届けを提出したとき。

（２）本人が死亡したとき。

（３）継続して３年以上会費を滞納したとき。

（４）除名されたとき。

　　　　（退会）

第１０条　会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

　　　　（除名）

第１１条　会員が次の各号の一つに該当するのに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）この定款等に違反したとき。

（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

1. **役員**

（種別及び定数）

第１２条　この法人に次の役員を置く。

（１）理事　　　　５人以上１５人以下

（２）監事　　　　１人以上３人以下

　　２　理事のうち、１人を会長とし、１人以上の副会長を置く。

（選任等）

第１３条　理事及び監事は、総会において選任する。

　　２　会長及び副会長は、理事の互選とする。

　　３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

　　４　監事は、この法人の理事又は職員を兼ねることができない。

（職務）

第１４条　会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

　　２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

　　３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び、理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

　　４　監事は、次に掲げる業務を行う。

1. 理事の業務執行の状況を監査すること。
2. この法人の財産の状況を監査すること。
3. 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
4. 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
5. 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第１５条　役員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。

1. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任又は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１６条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１７条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
2. 職務上の義務違反その他役員として、ふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第１８条　役員に対して、報酬は支給しない。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第１９条　この法人に、事務局長を置く。

**第５章　総会**

（種別）

第２０条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第２１条　総会は、正会員をもって構成する。

（機能）

第２２条　総会は、以下の事項について議決する。

1. 定款の変更
2. 解散
3. 合併
4. 事業計画及び収支予算並びにその変更
5. 事業報告及び収支決算
6. 役員の選任又は解任
7. 会費の額
8. その他運営に関する重要事項

（開催）

第２３条　通常総会は、毎年１回開催する。

　　２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

1. 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
2. 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
3. 第１４条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第２４条　総会は、第２３条第２項第３号の場合を除き、会長が招集する。

1. 会長は、第２３条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から１５日以内に臨時総会を招集しなければならない。
2. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第２５条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

（定数等）

第２６条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開催することができない。

（議決）

第２７条　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のとは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第２８条　正会員の表決権は、平等なものとする。

　　２　やむを得ない理由で総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は正会員を代理として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、第２６条及び第２７条第２項及び第２９条第１項第２号及び第５０条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

（議事録）

第２９条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 開催日時及び開催場所
2. 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
3. 審議事項
4. 議事の経過の概要及び議決の結果
5. 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が署名、　捺印しなければならない。

* 1. **理事会**

（構成）

第３０条　理事会は、理事をもって構成する。

（機能）

第３１条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
3. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第３２条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

1. 会長が必要と認めたとき。
2. 理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
3. 第１４条第４項第５号の規定により、監事から招集の要請があったとき。

（招集）

第３３条　理事会は会長が招集する。

1. 会長は、第３２条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１５日以内に理事会を招集しなければならない。
2. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第３４条　理事会の議長は会長がこれにあたる。

（議決）

第３５条　理事会における議決事項は、第３３条３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

　２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のとは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第３６条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

　　２　やむを得ない理由で理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

３　前項の規定により評決した理事は、第３５条第２項及び第３７条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の表決に加わることはできない。

（議事録）

第３７条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 開催日時及び開催場所
2. 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）
3. 審議事項
4. 議事の経過の概要及び議決の結果
5. 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が署名、　押印しなければならない。

**第７章　資産及び会計**

（資産の構成）

第３８条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 設立当初の財産目録に記載された資産
2. 会費及び参加料
3. 協力協賛金
4. 寄付金
5. 補助金
6. その他の収入

（資産の区分）

第３９条　この法人の資産は、特定非営利活動に関する資産とする。

（資産の管理）

第４０条　この法人の資産は、会長が管理し、その方法は総会の議決を経て、会長が別に定める。

（会計の原則）

第４１条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第４２条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業計画及び予算）

第４３条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４４条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予算の設定及び使用）

第４５条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第４６条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第４７条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第４８条　この法人の事業年度は毎年１月１日に始まり同年１２月３１日に終わる。

（臨機の措置）

第４９条　予算をもって定めるもののほか、借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは総会の議決を経なければならない。

**第８章　定款の変更、解散及び合併**

（定款の変更）

第５０条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ軽微な事項として法第２５条第３項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

1. 主たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
2. 資産に関する事項
3. 公告の方法

（解散）

第５１条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

1. 総会の決議
2. 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
3. 正会員の欠亡
4. 合併
5. 破産手続き開始の決定
6. 所轄庁による設立の認証の取り消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならい。

３　第１項第２号の事情により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第５２条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第１１条第３号に掲げる者のうち、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

（合併）

第５３条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

**第９章　公告の方法**

（公告の方法）

第５４条　法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

**第１０章　雑則**

（細則）

第５５条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

　　　会長　　梅田善彦

　　　副会長　畑山榮造　鴻池清司

　　　　　　　理事　　関めり子　山本和弘　安部公雄　井上直樹　松本朋子　坂本政行

　　　監事　　松本修吾　中川尚司

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１５条第１項の規定にかかわらず、

成立の日から、２０１２年２月末日までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４３条の規定にかかわらず、

設立総会の定めるところによるものとする。

５　この法人の設立当初の事業年度は、第４８条の規定にかかわらず、成立の日から

２０１１年１２月３１日とする。

６　この法人の設立当初の年会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

　　正会員年会費　　一口　　４,０００円以上

　　賛助会員年会費　一口　３０,０００円以上